佐賀県の人事行政の運営等の状況

______ 目 次 _____

I 各任命権者の状況

| 1 | 職員の任免及び職員数に関する状況 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 1 |
|----|---|-----|
| 2 | 職員の人事評価の状況 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 5 |
| 3 | 職員の給与の状況 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 6 |
| 4 | 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 1 3 |
| 5 | 職員の休業に関する状況 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 1 6 |
| 6 | 職員の分限及び懲戒処分の状況 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 1 8 |
| 7 | 職員の服務の状況 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 1 9 |
| 8 | 職員の退職管理の状況 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 2 0 |
| 9 | 職員の研修の状況 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 2 1 |
| 10 | 職員の福祉及び利益の保護の状況 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 2 6 |
| П | 人事委員会の状況 | |
| 1 | 職員の競争試験及び選考の状況 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 2 7 |
| 2 | 給与、勤務時間その他の勤務条件に関する報告及び勧告の状況 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 3 1 |
| 3 | 勤務条件に関する措置の要求状況 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 3 6 |
| 4 | 不利益処分に関する審査請求の状況 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 3.6 |

I 各任命権者の状況

1 職員の任免及び職員数に関する状況

(1) 採用者の状況

令和5年度に採用された一般職の職員数は、次のとおりです。

(単位:人)

| 区 分 | 合 計 | 競争試験 | 選考 | 任期付職員 | 再任用 |
|--------|--------|------|-----|-------|-----|
| 一般行政職等 | 411 | 157 | 42 | 15 | 197 |
| 公 安 職 | 90 | 57 | 0 | 0 | 33 |
| 教育職 | 908 | 0 | 393 | 0 | 515 |
| 現業職 | 22 | 0 | 0 | 0 | 22 |
| 合 計 | 1, 431 | 214 | 435 | 15 | 767 |

- (注) 1 区分の職は、適用給料表の区分になります。
 - なお、「教育職」は小・中学校教育職と高等学校教育職を合わせた数です。
 - 2 「競争試験」とは、人事委員会が実施する一般競争試験によって選抜する方法です。
 - 3 「選考」とは、教職員や看護師等の特定職種等について主に知事や教育委員会が実施する 試験において選抜する方法です。
 - 4 「任期付職員」とは、専門的な知識経験が必要とされる業務や一定の期間内に終了すること が見込まれる業務等に従事させる場合に任期を定めて採用する職員です。
 - 5 「再任用」とは、定年退職等により退職した職員を再雇用する方法です(上記 767 人のうち 常勤職員は 484 人、短時間勤務職員は 283 人です。)。

(2) 退職者の状況

令和5年度に退職した一般職の職員数は、次のとおりです。

(単位:人)

| | | 定年 | 退職 | 勧奨 | 退職 | | | その |) 他 | | |
|--------|-----|----|-------|----|------|------|------|------|-----|------|-------|
| 区分 | 合計 | | 勤務延長後 | | 希望退職 | 普通退職 | 分限免職 | 懲戒免職 | 失職 | 死亡退職 | 再任用後の |
| 一般行政職等 | 189 | 0 | 0 | 0 | 0 | 140 | 3 | 1 | 0 | 4 | 41 |
| 公 安 職 | 56 | 0 | 0 | 0 | 0 | 42 | 0 | 0 | 0 | 3 | 11 |
| 教 育 職 | 401 | 0 | 0 | 0 | 0 | 278 | 0 | 1 | 0 | 6 | 116 |
| 現業職 | 13 | 1 | 0 | 0 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 | 1 | 10 |
| 合 計 | 659 | 1 | 0 | 0 | 0 | 461 | 3 | 2 | 0 | 14 | 178 |

(注)区分の職は、適用給料表の区分になります。

なお、「教育職」は小・中学校教育職と高等学校教育職を合わせた数です。

(3) 職員数の状況

<部門別職員数>

| | ζI | /\ | | 職 | 員数 | 対前年 | ナル神光油中 |
|--------|---|---------|----------|----------------------|----------------------|-------------|--|
| | 区 | 分 | | R5. 4. 1 | R6. 4. 1 | 増減数 | 主な増減理由 |
| | | 議 | 会 | 27 | 27 | 0 | |
| | | 総 | 務 | 729 | 754 | 25 | 県立大学設置関連業務の増(9)、 行幸啓・お成り関連業務の増(6) |
| | | 税 | 務 | 108 | 109 | 1 | ふるさと納税関連業務の増(1) |
| | 利 ———————————————————————————————————— | | 働 | 44 | 45 | 1 | 賃金アッププロジェクト業務の増(1) |
| 一般 | | 農 | 水 | 806 | 799 | ^ 7 | 欠員(▲7) |
| 般行政部門 | | 商 | 工 | 159 | 160 | 1 | 産業政策推進体制の増(1) |
| 部 | | 土 | 木 | 592 | 592 | 0 | |
| ۲. | | 民 | 生 | 304 | 301 | A 3 | 障害者支援施設の閉園(▲15)、 障害福祉施策推進体制の増(5)、 児童福祉施設の増員(3) |
| | | 衛 | 生 | 399 | 397 | A 2 | 新型コロナ対応体制の縮小(▲12)、 ひとり親、母子保健施策体制の増(3) |
| | 一般行政部門計 | | 3, 168 | 3, 184 | 16 | | |
| | | 義和 | | 5, 983 | 6, 051 | 68 | 以下44441211 |
| | 教 | 高等学 | 产校等教育 | 1,939 | 1, 927 | ▲ 12 | 学校新設・学級数増による増 (56)、 情報システム関連業務の増(2)、 |
| 特別行政部門 | 有 | 学校教育以外の | | 370 | 367 | ▲ 3 | 県立夜間中学開校準備業務終了の減 (△5) |
| 行政 | | 小 | 、計 | 8, 292 | 8, 345 | 53 | |
| 部 | 警 | 警 | 察官 | 1, 713 | 1, 716 | 3 | · 欠員補充(3) |
| 1 1 | 言察 | そ | の他 | 290 | 290 | 0 | 7. A. (III.) (10) |
| | | | 、計 | 2,003 | 2, 006 | 3 | |
| | 特別行政部門計 | | 女部門計 | 10, 295 | 10, 351 | 56 | |
| 会公 | 公 | | 水道 | 7 | 8 | 1 | 大規模改修工事への対応(1) |
| 会計部門 | | その |)他 | 18 | 18 | 0 | |
| 門業 | 公官 | 営企業会 | 会計部門計 | 25 | 26 | 1 | |
| | 総合計 | | | 13, 488 [14, 665] | 13, 561 [14, 694] | 73 [29] | [定数]県立学校職員(17)、市町立学校県費負 担教職員(12) |

⁽注) 1 職員数は一般職に属する職員数です。

^{2 []}内は、条例定数の合計です。

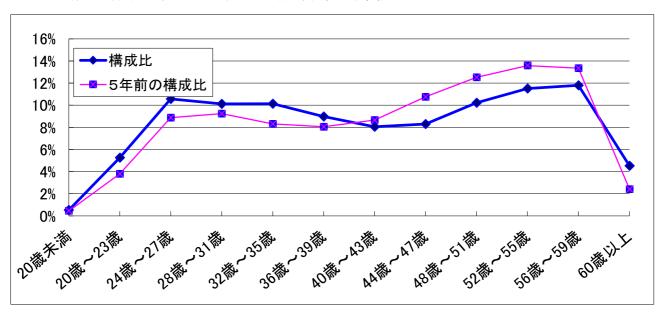
<年齢別職員数>

職員数(令和6年4月1日)

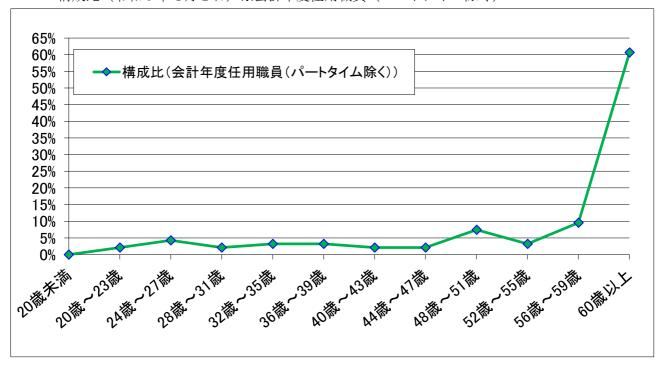
| 職員数(| 令和6 | 年4月 | 1 目) | | | | | | | | | (単位: | 人) |
|---------------|------|------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|------|--------|
| | 20 歳 | 20 歳 | 24 歳 | 28 歳 | 32 歳 | 36 歳 | 40 歳 | 44 歳 | 48 歳 | 52 歳 | 56 歳 | 60 歳 | |
| 区分 | | 5 | 5 | 5 | 5 | 5 | 5 | 5 | 5 | 5 | 5 | | 計 |
| | 未満 | 23 歳 | 27 歳 | 31 歳 | 35 歳 | 39 歳 | 43 歳 | 47 歳 | 51 歳 | 55 歳 | 59 歳 | 以上 | |
| 職員数 | 72 | 713 | 1,434 | 1,373 | 1,374 | 1,218 | 1,092 | 1,125 | 1,387 | 1,560 | 1,600 | 613 | 13,561 |
| 会計年度 任用職員数 | - | 2 | 4 | 2 | 3 | 3 | 2 | 2 | 7 | 3 | 9 | 57 | 94 |

(注)会計年度任用職員数には、パートタイムの職員は含みません。

構成比(令和6年4月1日) ※会計年度任用職員除く



構成比(令和6年4月1日)※会計年度任用職員(パートタイム除く)



(4) 定員適正化の状況

① 知事部局

○ 「佐賀県行財政運営計画 2023」に基づき、多様な人材の確保・育成や効果的・機動的な人員配置により、限られた経営資源の効率的な活用を図ることとしています。 このことにより、定員の適正化を実現していきます。

(年次別進捗状況 (知事部局一般会計)) ※毎年4月1日現在の数値 (単位:人)

| 年 | H27 | H28 | Н29 | H30 | R1 | R2 | R3 | R4 | R5 | R6 | 計 |
|-----|-------|-------|-------|-------|-------|--------|--------|--------|--------|--------|-----|
| 職員数 | 3,072 | 3,001 | 2,998 | 3,026 | 3,061 | 3, 122 | 3, 151 | 3, 205 | 3, 256 | 3, 281 | |
| 増減数 | | △71 | △3 | 28 | 35 | 61 | 29 | 54 | 51 | 25 | 209 |

(注) 従来から、県立病院は削減対象から除いており、県立病院の地方独立行政法人化後に 県立病院へ派遣する職員についても削減対象から除外しています。

② 教育委員会

教職員については、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する 法律ならびに公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律等に基づ いて、適正な配置に努めています。

全体の児童生徒数は減少していますが、特別支援学級の増加により教職員数も増加しています。特別支援学校との交流人事を行うなど、教員の専門性の向上に努めています。

(年次別状況) ※毎年4月1日現在の数値

(単位:人)

| 年 | H27 | H28 | H29 | Н30 | R1 | R2 | R3 | R4 | R5 | R6 | 計 |
|-----|-------|-------|--------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|--------|-----|
| 職員数 | 7,793 | 7,750 | 7, 715 | 7,699 | 7,760 | 7,824 | 7,889 | 7,895 | 7,922 | 7, 978 | |
| 増減数 | | △ 43 | △ 35 | △16 | 61 | 64 | 65 | 6 | 27 | 56 | 185 |

3 警察

警察職員については、厳しい治安情勢に的確に対応するため、職員を効果的に配置し、 警察力の強化に努めています。

令和6年度は、国民スポーツ大会及び全国障害者スポーツ大会の開催に伴う行幸啓などに対し警衛警備の万全を期すために、警衛警備対策課の人員を増員しています。

また、社会情勢や治安情勢の変化に的確に対応するために、匿名・流動型犯罪グループによる犯罪に対する戦略的な取締りやサイバー空間における対処能力の向上などの人員を増員して、体制を強化しました。

(年次別状況) ※毎年4月1日現在の数値

| 年 | H27 | H28 | H29 | Н30 | R1 | R2 | R3 | R4 | R5 | R6 | 計 |
|-----|--------|--------|--------|--------|-------|--------|--------|--------|-------|------|----|
| 職員数 | 1, 982 | 1, 987 | 2, 019 | 2, 010 | 2,009 | 2, 026 | 2, 031 | 2, 019 | 2,003 | 2006 | |
| 増減数 | | 5 | 32 | △ 9 | Δ1 | 17 | 5 | △12 | △16 | 3 | 24 |

2 職員の人事評価の状況

地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律が平成28年4月1日に施行されたことに伴い、職務を遂行するに当たり発揮した能力及び挙げた業績を把握した上で行われる人事評価制度の実施並びにそれを任用、給与、分限その他の人事管理の基礎として活用することが求められています。

(1) 知事部局

平成28年度から組織力の維持・向上及び職員一人ひとりの仕事に対する「やりがい」の実感を 目的として、達成度・取組状況評価(業績評価)と能力発揮度評価(能力評価)からなる人事評価 制度を導入しています。

達成度・取組状況評価については、評価期間を上半期(4月~9月)と下半期(10月~翌年3月)とに分け、管理職は平成28年度上半期から、非管理職は同下半期から実施しています。

また、能力発揮度評価については、評価期間を10月~翌年9月とし、管理職・非管理職ともに 平成28年10月から実施しています。

なお、評価結果については、任用、給与等へ活用することとしています。

(2) 教育委員会

「業績評価」及び「能力評価」の2つの観点で教職員自身による自己評価を行った上で評価者による評価を行っています。この評価により、教職員の業績や能力、意欲を的確に把握するとともに、教職員個人の能力開発や組織としての成果に結び付け、教職員の業務遂行能力の向上や学校運営の活性化を図ることとし、評価を任用、給与等に活用することとしています。

なお、教育委員会事務局及び教育センターにおける人事評価は、知事部局に準じた取扱いとしています。

(3) 警察

任用、給与、分限その他の人事管理の基礎とするため、職員がその職務を遂行するに当たり発揮した能力及び挙げた業績を把握した上で行われる勤務成績、人物、職務の適性等について評価する人事評価制度の運用を開始しました。評価の対象者は、警視級、課長級以下の職員です。課長補佐級以上の上司が評価者となり、半期(前期・後期)に評価期間を分け、さらに、年間評価(前期・後期評価に職務適性等総合的に評価)にて人事評価を行い、評価者より上位の者が人事評価の不均衡を調整します。

なお、警察においては従前より勤務評定制度を運用し、人事管理及び人事配置等の基礎としていましたが、上記の人事評価制度の運用開始に伴い制度移行しました。

3 職員の給与の状況

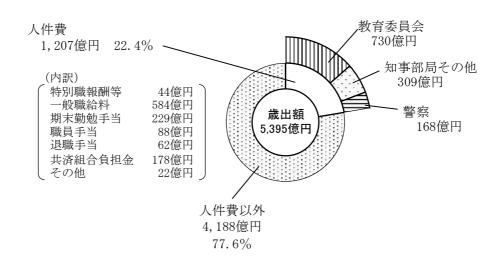
県職員の給与は、民間の給与実態調査などをもとに県人事委員会が行う勧告を踏まえ、条例で定められています。

(1) 人件費の状況

(令和5年度普通会計決算)

| 住民基本台帳人口 | 歳出額(A) | 実質収支 | 人件費(B) | 人件費率 (B/A) | (参考)令和4年 度人件費率 |
|-------------|---------------|-------------|---------------|---------------|-------------------|
| 令和6.1.1現在 人 | 千円 | 千円 | 千円 | % | % |
| 801, 051 | 539, 531, 062 | 9, 639, 205 | 120, 774, 261 | 22. 4 | 20.9 |

(注) 人件費には、特別職の職員(知事、県議会議員等)に支給される給料、報酬等を含みます。



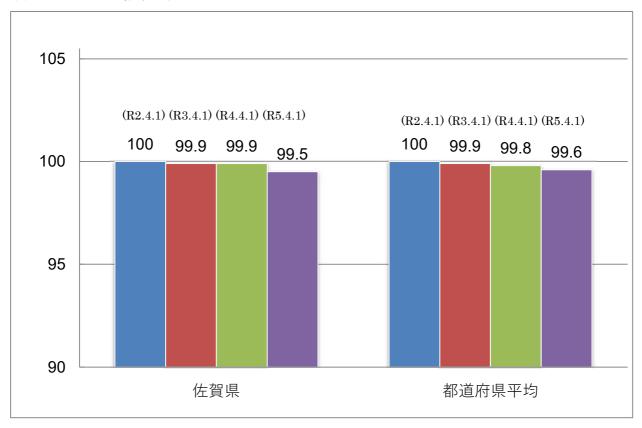
(2) 職員給与費の状況

(令和6年度普通会計予算)

| 職員数 | | 給 | 費 | | 1人当たり給与費 |
|---------|--------------|--------------|--------------|--------------|----------|
| (A) | 給 料 | 職員手当等 | 期末勤勉手当 | 計 (B) | (B/A) |
| 人 | 千円 | 千円 | 千円 | 千円 | 千円 |
| 15, 328 | 59, 833, 044 | 13, 708, 182 | 24, 580, 124 | 98, 121, 350 | 6, 401 |

- (注) 1 「職員数」には、臨時的任用職員が含まれます。
 - 2 「職員数」には、東部工業用水道局の職員及び特別職の職員は含みません。
 - 3 「職員手当等」には、退職手当は含みません。

(3) ラスパイレス指数の状況



(注) 1 ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数です。

(4) 職員の初任給

(令和6年4月1日現在)

| 区 | 分 | 佐 賀 県 | 玉 |
|-----------|-------|------------|------------|
| 如少元 | 大 学 卒 | 196, 900 円 | 196, 200 円 |
| 一般行政職 | 高 校 卒 | 166, 700 円 | 166, 600 円 |
| 技能労務職 | 高 校 卒 | 164,000 円 | _ |
| 仅 彤 力 伤 帆 | 中 学 卒 | 155, 300 円 | _ |
| 公 安 職 | 大 学 卒 | 221,700 円 | 227,600 円 |
| 公 女 娰 | 高 校 卒 | 192, 100 円 | 191,800 円 |
| 小・中学校教育職 | 大 学 卒 | 220,700 円 | _ |
| 高等学校教育職 | 大 学 卒 | 220,700 円 | _ |

- (注) 1 職種区分は、令和6年地方公務員給与実態調査に基づくものです。
 - 2 本県の警察職の大学卒初任給は、採用された者が大学卒(新卒)である場合の初任給を示しています。

(5) 職員の平均給料月額等

①職員の平均給料月額、平均給与月額及び平均年齢

(令和6年4月1日現在)

| 区 分 | 平均給料月額 | 平均給与月額 | 平均年齢 |
|----------|------------|------------|---------|
| 一般行政職 | 317, 689 円 | 377, 698 円 | 41. 1歳 |
| 公 安 職 | 323, 707 円 | 429, 977 円 | 38. 1歳 |
| 小・中学校教育職 | 350, 666 円 | 383, 659 円 | 42. 2 歳 |
| 高等学校教育職 | 378, 537 円 | 420, 229 円 | 46. 0歳 |
| 現 業 職 | 316, 781 円 | 339, 501 円 | 56.5歳 |

- (注) 1 「給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務 手当などの諸手当の額を合計したものです。
 - 2 職種区分は、令和6年地方公務員給与実態調査に基づくものです

②会計年度任用職員の平均給料月額及び平均年齢

(令和6年4月1日現在)

| 区分 | 平均給料月額 | 平均年齢 |
|----------|------------|--------|
| 会計年度任用職員 | 235, 872 円 | 56.5 歳 |

(注)パートタイムの職員は含みません。

(6) 職員の経験年数別平均給料月額

| 区 | 分 | 経験10年 | 経験15年 | 経験20年 | 経験25年 | 経験30年 |
|-------------|-----|------------|------------|------------|------------|------------|
| 加 ⁄元 动 | 大学卒 | 268, 540 円 | 324,090 円 | 369, 966 円 | 391,669 円 | 405,807円 |
| 一般行政職 | 高校卒 | 228, 475 円 | _ | 328, 950 円 | 352,607 円 | 380,833 円 |
| 公安職 | 大学卒 | 280, 460 円 | 331,727 円 | 385,617 円 | 416,750 円 | 434,622 円 |
| 公 安 職 | 高校卒 | 265, 567 円 | 289,644 円 | 343, 669 円 | 393, 200 円 | 414,650 円 |
| 小・中学校教育職 | 大学卒 | 315,016 円 | 360, 245 円 | 393, 450 円 | 417, 429 円 | 431, 453 円 |
| 高等学校教育職 | 大学卒 | 314, 139 円 | 353,884 円 | 390,674 円 | 427, 893 円 | 442,832 円 |
| 現 業 職 | 高校卒 | _ | _ | _ | _ | _ |

- (注) 1 職種区分は、令和6年地方公務員給与実態調査に基づくものです。
 - 2 それぞれの区分における各経験年数に該当する職員が3名以下の場合、記載していません。

(7) 一般行政職の級別職員数

(令和6年4月1日現在)

| 級 | 標準的な職務 | 人員 (人) | 構成比 | (参考) | |
|----|---------------------------|-----------|--------|-------|-------|
| | 7次十年がよれ収3方 | | (%) | 1年前 | 5 年前 |
| 9級 | 本庁の部長の職務 | 17 | 0.5 | 0.5 | 0.5 |
| 8級 | 本庁の副部長の職務 | 52 | 1. 5 | 1.4 | 1.7 |
| 7級 | 本庁の困難な業務を所掌する課長の職務 | 99 | 2. 9 | 2.8 | 1.8 |
| 6級 | 本庁の課長の職務 | 179 | 5. 2 | 5. 4 | 6.6 |
| 5級 | 本庁の副課長の職務 | 450 | 13. 0 | 12. 9 | 12.8 |
| 4級 | 係長の職務 | 1, 039 | 30.0 | 31. 2 | 38. 0 |
| 3級 | 主査の職務 | 731 | 21. 1 | 19. 2 | 16.3 |
| 2級 | 高度の知識又は経験を必要とする業務を行う主事・技師 | 348 | 10. 1 | 10. 5 | 8. 4 |
| 1級 | 定型的な業務を行う主事・技師 | 546 | 15.8 | 16. 1 | 14. 0 |
| | 計 | 3, 461 | 100. 0 | 100.0 | 100.0 |

⁽注)構成比は、小数点以下第 2 位を四捨五入しているため、合計しても必ずしも 100 とはなりません。

(8) 職員の手当の状況

① 期末手当及び勤勉手当

| 区分 | | 佐 賀 | 具 県 | 玉 | |
|----------|-------------------|--------------------------------------|--------------------------------------|--------------------------------------|--------------------------------------|
| | 区 ガ | 期末手当 | 勤勉手当 | 期末手当 | 勤勉手当 |
| 支 | 6月期 | 1. 225 月分 1. 025 月分 0. 6875 月分 | 1. 025 月分 1. 225 月分 0. 4875 月分 | 1. 225 月分 1. 025 月分 0. 6875 月分 | 1. 025 月分 1. 225 月分 0. 4875 月分 |
| 給 割 | 12月期 | 1. 225 月分 1. 025 月分 0. 6875 月分 | 1. 025 月分 1. 225 月分 0. 4875 月分 | 1. 225 月分 1. 025 月分 0. 6875 月分 | 1. 025 月分 1. 225 月分 0. 4875 月分 |
| 合 | 計 | 2. 45 月分 2. 05 月分 1. 375 月分 | 2. 05 月分 2. 45 月分 0. 975 月分 | 2. 45 月分 2. 05 月分 1. 375 月分 | 2. 05 月分 2. 45 月分 0. 975 月分 |
| 職制上のによる加 | D段階、職務の級等 D算措置 | | | 1 | <u> </u> |

- (注) 1 支給割合の中段は特定幹部職員に、下段は再任用職員にかかる率です。
 - 2 佐賀県の特定幹部職員とは、一般行政職の副部長級以上の職員及びこれに相当する職員です。

② 退職手当

(令和6年4月1日現在)

| | 区分 | 佐 賀 | 具 | | <u>E</u> |
|------------|---------|----------------------------|---------------------|------------|-----------------|
| | 区 ガ | 自己都合 | 勧奨・定年 | 自己都合 | 応募・定年 |
| | 勤続20年 | 19.6695 月分 | 24. 586875 月分 | 19.6695月分 | 24. 586875 月分 |
| 支給率 | 勤続25年 | 28. 0395 月分 | 33. 270750 月分 | 28.0395 月分 | 33. 270750 月分 |
| 卒 | 勤続35年 | 39. 7575 月分 | 47.709000 月分 | 39.7575月分 | 47. 709000 月分 |
| | 最高限度 | 47.7090月分 | 47.709000 月分 | 47.7090月分 | 47. 709000 月分 |
| 7 | その他加算措置 | 定年前早期退職の特例措置 (2%~20%加算) | | | 職の特例措置 5%加算) |
| ì | 退職時特別昇給 | 無 | | 4 | # |
| 1人当たり平均支給額 | | 自己都合 勧奨その他 | 1,634千円 10,973千円 | | |

③ 地域手当

(令和6年4月1日現在)

| 支給対象地域等 | 東京都特別区 | 武蔵野市、 小平市、大 阪市 | さいたま 市、柏市、 府中市 | 三鷹市、福岡市 | 川崎市、 太宰府 市、長崎 市 | 医師、歯 科医師 |
|-----------------------|----------|----------------------|----------------------|---------|--------------------------|----------|
| 支 給 率 | 18% | 1 5 % | 1 2 % | 10% | 3 % | 1 6 % |
| 支給対象職員数 | 25人 | 5人 | 0人 | 2人 | 2人 | 12人 |
| 国の制度(支給率) | 20% | 1 6 % | 1 5 % | 10% | 6 % | 1 6 % |
| 支給対象職員1人当たり 平均支給年額 | 695,870円 | | | | | |

⁽注)支給対象職員1人当たり平均支給年額は、令和5年度普通会計決算によるものです。

④ 特殊勤務手当

(令和6年4月1日現在)

| 手当支給職員数の割合 | 44.2% | | |
|-----------------------|----------|---|--|
| 支給対象職員1人当たり 平均支給年額 | 83,096円 | | |
| 手 当 の 種 類 | 3 8 種類 | | |
| ルまめたエリックを | 支給額の多い手当 | 教員特殊業務手当、警務作業手当、教員業務連絡指導手 当、教務手当、税務手当 | |
| 代表的な手当の名称 | | 教員特殊業務手当、警務作業手当、教員業務連絡指導手 当、災害応急作業等手当、税務手当 | |

(注)支給対象職員1人当たり平均支給年額は、令和5年度普通会計決算によるものです。

⑤ 時間外勤務手当

| 令和5年度 | 支 | 給 | 総 | 額 | 2, 307, 232 千 | -円 |
|----------|-----|------|-------|--------------|---------------|----|
| (普通会計決算) | 職員1 | 人当たり |) 平均支 | 定給年額 | 420, 951 | 円 |
| 令和4年度 | 支 | 給 | 総 | 額 | 2, 232, 085 千 | 円 |
| (普通会計決算) | 職員1 | 人当たり |) 平均支 | 定給年額 | 408,582 | 円 |

⑥ 扶養手当

(令和6年4月1日現在)

| | 内容 | | 国の制度との異同 |
|--------|---------------------------|---------------|----------|
| | 扶養親族の区分 | 支給月額 | |
| 配偶者 | | 6,500 円 ※1 | |
| | 子 | 10,000 円 | |
| | 配偶者がない場合の1人目の子 | 10,000 円 | |
| 子・父母等 | 父母等 | 6,500 円 ※2 | 同 |
| | 配偶者がない場合の1人目の子 以外の扶養親族 | 6,500 円 | |
| また、満16 | | | |
| | 1人につき | 5,000円を加算 | |

- ※1 行政職給料表8級の者
- 3,500円(行政職給料表9級の者は支給なし)
- ※2 行政職給料表8級の者 3,500円(行政職給料表9級の者は支給なし)

⑦ 住居手当

| | 内 | 容 | 国の制度との異同 |
|-------|---------|----------|---|
| 借家・借間 | 最高支給限度額 | 27,000 円 | 一部異なる。 (本県の住宅事情等を考慮 して、国よりも対象とな る家賃額の下限を高く、 最高支給限度額を低く設 定) |

⑧ 通勤手当

(令和6年4月1日現在)

| 内 | 容 | 国の制度との異同 |
|--------------------------------------|-------------------|--|
| 交通機関利用者 全額支給限度額 | 55,000 円 | |
| 交通用具使用者 最高支給限度額 自動車・バイク 自転車 | 38,400 円 24,400 円 | 一部異なる。 (本県の交通事情を考慮して 原動機付交通用具における 手当区分を独自に設定) |
| 特別急行列車等利用者 最高加算限度額 | 20,000 円 | |

(9) 特別職の報酬等

| 区 分 | 給料月額又は報酬月額 | 期末手当 |
|----------------------|---|---------------------------------------|
| 知 事 副 知 事 | (給料月額) 1,260,000円 (") 990,000円 | (支給割合) |
| 議 長 副 議 長 議 | (報酬月額) 990,000円 (") 860,000円 (") 800,000円 | 6月期 1.70月分 12月期 1.70月分 計 3.40月分 |

4 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 勤務時間等

① 勤務時間

勤務時間は、休憩時間を除き1日について7時間45分、1週間について38時間45分です。 一般的な職員の勤務時間は、午前8時30分から午後5時15分までとしていますが、公務の運営上の事情により特別の形態によって勤務する必要のある職員(以下「交替制等勤務職員」という。)等の勤務時間の割振りは、各任命権者が別に定めています。

② 週休2日制

日曜日及び土曜日は、週休日(勤務時間が割り振られていない日)です。 交替制等勤務職員の週休日は、各任命権者が別に定めています。

(2) 休日

職員の休日は、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日までの日(同法に規定する休日を除く。)となっています。

(3) 休暇等

年次休暇、病気の場合の休暇及び育児のための休暇等、次のようなものがあります。

| 休暇等の種類 | 休 暇 等 の 期 間 | 摘要 |
|----------------|---|---|
| 年次休暇 | 1年につき20日 | |
| 夏季休暇 | 7月1日から10月31日までの期間に、 原則として連続する5日以内 | |
| 公務災害休暇 | 医師の証明等により必要と認める期間 | 公務災害であると認定され、勤務する ことが困難な場合 |
| 結核性疾患 休暇 | ・勤続年数1年未満の者 6月以内・1年以上5年未満の者 1年以内・5年以上の者 1年6月以内 | 職員定期健康診断の結果、療養、休養を 命じられた場合など |
| 病気休暇 | 引き続き 90 日(高血圧症等であるとき は 180 日)以内 | 公務災害以外の負傷や病気により勤務 が困難な場合 |
| 生理休暇 | 2 日以内 | 生理日の勤務が著しく困難な女子職員 が請求した場合 |
| 産前及び産後 通院休暇 | 1回につき1日の正規の勤務時間の範囲 内で必要と認められる時間 ・妊娠満23週までの期間 4週間に1回 ・妊娠満24週から35週までの期間 2週間に1回 ・妊娠満36週から出産までの期間 1週間に1回 ・産後1年までの期間 | 妊娠中又は産後 1 年以内の女子職員が 保健指導又は健康診査を受ける場合 |

| 休暇等の種類 | 休 暇 等 の 期 間 | 摘要 |
|----------------|--|--|
| 妊娠通勤緩和 休暇 | 1日につき1時間を超えない範囲内で 必要と認められる時間 | 交通機関を利用して通勤している妊娠 中の女子職員が、その交通機関の混雑 の程度が母体又は胎児の健康保持に影 響があると認められ、職員が請求した 場合 |
| 妊娠障害休暇 | 7日を超えない範囲内で必要と認められ る期間 | 妊娠中の女子職員がつわりのため勤務 することが困難な場合 |
| 産前休暇及び 産後休暇 | 産前 8 週間 (多胎妊娠の場合は 14 週間) 以内 産後 8 週間 | |
| 出産補助休暇 | 配偶者の出産の日から 14 日以内において3日を超えない範囲内で必要と認められる期間 | 職員が配偶者の出産により退院の付添い等に従事するため休暇を請求した場 合 |
| 配偶者出産時 育児休暇 | 産前8週間(多胎妊娠14週間)から当該出産の日以後1年を経過する日までの期間において5日以内(出産に係る子の場合は、当該出産の日以後1年を経過する日までの期間において5日以内) | 配偶者の妊娠・出産により、職員が出産に係る子又はそれ以外の小学校就学前の子の育児を行うため請求した場合 |
| 育児休暇 | 1日2回を超えず、かつ、合計90分以内 (男性職員の場合は当該子の母親との 調整がある) | 生後 2 年に達しない子を育てている職員が、その子を保育するため請求した場合 |
| 子の看護のための休暇 | 5日の範囲内 (対象となる子が 2 名以上の場合は 10 日の範囲内) | 中学校就学前の子を養育する職員が、 その子の看護のため勤務しないことが 相当と認められる場合 |
| 介護休暇 | 3回を超えず、かつ、通算して6月を超 えない範囲内で指定する期間内 | 職員の配偶者、子、父母等で負傷、疾病 又は老齢により 2 週間以上にわたり日 常生活を営むのに支障がある者を介護 する場合。無給休暇。 |
| 介護部分休暇 | 連続する3年の期間内において1日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる時間 | 職員の配偶者、子、父母等で負傷、疾病 又は老齢により 2 週間以上にわたり日 常生活を営むのに支障がある者を介護 する場合。無給休暇。 |
| 短期介護休暇 | 1年に5日の範囲内 (要介護者が2名以上の場合は10日の 範囲内) | 職員の配偶者、子、父母等で負傷、疾病 又は老齢により2週間以上にわたり日 常生活を営むのに支障がある者の介護 その他の世話をする場合。有給休暇。 |
| 慶弔休暇 | 忌引死亡した者により 10 日 から 1 日の連続する日数父母の祭日1 日 婚7 日 | 親族等が死亡した場合 職員が結婚した場合 |
| 骨髄移植の ための休暇 | 必要な検査、入院等に要する期間の範囲 内 | 職員が骨髄移植の骨髄又は末梢血幹細胞を提供するために休暇を請求した場合 |
| ボランティア 休暇 | 1年に7日の範囲内 | 職員が自発的に、かつ、報酬を受けない で被災者、障害者等に対する支援活動 などを行う場合 |

| 休暇等の種類 | 休 暇 等 の 期 間 | 摘要 |
|------------------|---|---|
| 不妊治療・不育 症治療休暇 | 1年に5日の範囲内(頻繁な通院を 要する治療の場合にあっては10日 の範囲内) | 職員が、不妊治療又は不育症に対する 治療に係る通院等のため勤務しないこ とが相当であると認められる場合 |
| その他の特別休暇 | 勤務しないことがやむを得ないと認められるときに、その都度、必要と認められる期間 ただし、住居滅失は、一週間を超えない 範囲 | ・ 選挙権等公民権行使の場合 ・ 証人、鑑定人等として国会、裁判所 等へ出頭する場合 ・ 感染症等予防のため法により交通 制限・遮断等があった場合 ・ 非常災害等による交通遮断・途絶の 場合 ・ 天災事変による住居滅失等の場合 ・ 交通機関の事故等の場合 |
| 修学部分休業 | 2年を超えない範囲内 | 職員が大学の教育施設において修学す る場合。勤務しない時間は無給。 |

5 職員の休業に関する状況

(1) 育児休業等

職員が3歳に満たない子を養育する場合に与えられる休業です。育児休業(全日)、育児短時間勤務及び部分休業の3種類があります。休業期間は無給です。(※育児短時間勤務及び部分休業は、小学校就学前までの子が対象)

令和5年度の育児休業取得者数は、次のとおりです。

(単位:人)

| | 育児休業 | 育児短時間 勤務 | 部分休業 |
|------|------|-------------|------|
| 男性職員 | 97 | 0 | 3 |
| 女性職員 | 261 | 10 | 60 |
| | 358 | 10 | 63 |

(注) 令和5年度に新たに取得した者及び再度取得した者の合計人数です。

(2) 自己啓発等休業

職員が大学等課程を履修するため又は国際貢献活動をするために与えられる休業です。休業期間は無給です。

令和5年度の自己啓発休業取得者数は、次のとおりです。

| | 取得者数 | 大学等の 課程の履修 | 国際貢献 活動 |
|------|------|---------------|------------|
| 男性職員 | 1 | 1 | 0 |
| 女性職員 | 1 | 1 | 0 |
| 計 | 2 | 2 | 0 |

(3) 配偶者同行休業

配偶者の外国での勤務等に伴い生活を共にすることを希望する職員に与えられる休業です。休業期間は無給です。

令和5年度の配偶者同行休業取得者数は、次のとおりです。

| | | 配偶者同行休業の対象となる配偶者が 外国に滞在する理由 | | | | |
|------|------|--------------------------------|----------------------------|-----------------|-----|--|
| | | | 71 🗖 (5111) 1. | L / O-TH | | |
| | 取得者数 | 外国での勤務 | 事業経営その 他個人が業と して行う活動 | 外国の大学に おける修学 | その他 | |
| 男性職員 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | |
| 女性職員 | 1 | 1 | 0 | 0 | 0 | |
| 計 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | |

6 職員の分限及び懲戒処分の状況

(1) 分限処分の状況

分限処分とは、職員が一定の事由によってその職責を果たし得ない場合に、公務の遂行を確保するためなされる職員の意に反する不利益な身分上の変動を伴う処分をいいます。

令和5年度の分限処分者数は、次のとおりです。

(単位:人)

| 処分の種類 処 分 事 由 | 降任 | 免職 | 休職 | 降給 | 合計 |
|----------------------------------|----|----|-----|----|-----|
| 勤務実績が良くない場合 | 2 | 2 | 0 | 0 | 4 |
| 心身の故障の場合 | 0 | 0 | 310 | 0 | 310 |
| 職に必要な適格性を欠く場合 | 0 | 1 | 0 | 0 | 1 |
| 職制、定数の改廃、予算の減少による廃職、 過員を生じた場合 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 刑事事件に関し起訴された場合 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 条例で定める事由による場合 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 合 計 | 2 | 3 | 310 | 0 | 315 |

- (注) 1 条例で定める事由による場合とは、学校、研究所等において学術に関する事項の調査、研究、又は指導に従事する場合及び職員が災害により行方不明となった場合です。
 - 2 休職処分者数は、処分件数に着目して計上したものであり、延べ人数です。

(2) 懲戒処分の状況

懲戒処分とは、職員の一定の義務違反に対する責任を追及し、その制裁として行う処分をいいます。

令和5年度の懲戒処分者数は、次のとおりです。

| 処分の種類処分 事 由 | 戒告 | 減給 | 停職 | 免職 | 合計 |
|--|----|----|----|----|----|
| 法令に違反した場合 | 13 | 2 | 0 | 2 | 17 |
| 職務上の義務に違反し、又は職務を怠った場合 | 0 | 1 | 0 | 0 | 1 |
| 全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあっ た場合 | 0 | 1 | 1 | 0 | 2 |
| 合 計 | 13 | 4 | 1 | 2 | 20 |

7 職員の服務の状況

(1) 職務専念義務

職員は、法律や条例に特別の定めがある場合以外は、勤務時間中に職務以外のことに従事したり、 勤務時間中注意力を職務外のことにそらしたりすることのないようにして、職務のみに従事しなければなりません。

ただし、条例に定める事由に該当する場合は、あらかじめ承認を得れば、職務に専念する義務を 免除されます。

(条例に定める事由)

- ・研修を受ける場合
- ・厚生に関する計画の実施に参加する場合
- ・その他人事委員会規則(「職務に専念する義務の特例に関する規則」)に定める事項に該当する場合

(2) 営利企業への従事等の制限

職員は、地方公務員法の規定により任命権者の許可を受けなければ、営利企業を営むことを目的とする会社等の役員等を兼ねることや自ら営利企業を営むこと、その他報酬を得ていかなる事業又は事務にも従事することはできません。

許可の基準としては、その職員の占める職と、当該営利企業との間に特別な利害関係又はその発生のおそれがなく、かつ営利企業に従事しても職務の遂行に支障がないと認める場合その他法の精神に反しない場合の外はこれを許可しないこととしています。

なお、教職員については、教育公務員特例法の規定により、教育に関する他の職を兼ねることや 教育に関する他の事業、事務に従事することが、本務の遂行に支障がないと任命権者が認める場合、 その職を兼ねることや業務に従事することができます。

8 職員の退職管理の状況

佐賀県職員の退職管理に関する条例第3条の規定に基づき、管理又は監督の地位にある職員の職と して人事委員会規則で定めるものに就いている職員であった者は離職後2年間再就職先の名称等に ついて、任命権者に届け出ることとされています。

令和5年度内に退職し、令和6年6月30日までに届出のあった人数は次のとおりです。

| | 再就職先の内訳 | | | | |
|-------|---------|-------|-----------|------|-----|
| | 公益法人等 | 学校法人等 | その他 非営利法人 | 営利法人 | その他 |
| 知事 | 6 | 2 | 9 | 10 | 3 |
| 教育委員会 | 0 | 3 | 0 | 0 | 0 |
| 警察本部長 | 2 | 1 | 3 | 6 | 1 |

[※]公益法人等には、独立行政法人、地方独立行政法人、特殊法人及び認可法人を含みます。

[※]学校法人等には、医療法人、社会福祉法人及び宗教法人を含みます。

9 職員の研修の状況

(1) 研修の状況

① 一般行政職等

「佐賀県人材育成基本方針(平成31年3月策定)」に基づき、本県が目指す佐賀県職員像に合致する人材の育成及び職員の行政遂行能力の向上等を図るため、令和5年度は以下の区分により研修を実施しました。

- 自治修習所研修:職員に職務を遂行するために共通して必要な知識・技能等を習得 させることを目的として、自治修習所が実施する研修
- 所管主催研修:職員に部局等の業務を遂行するために必要な専門的な知識、技能等を習得させることを目的として、当該業務を所管する所属が実施する研修
- 職場研修:職場内において日常の仕事を通じ、若しくは仕事に関連させて、職員にその職務 の遂行に必要な知識、技能等を習得させることを目的として実施する研修
- 派遣研修:職務を遂行するために必要な高度で専門的な知識・技能等を習得させることを目 的として、職員を外部機関に派遣する研修

なお、主な研修(自治修習所研修)は、次のとおりです。

| | 11. 11. | 修了者数 |
|-------------|--|------------|
| 区分 | 研修名等 | (人) |
| | ○新規採用職員研修(第Ⅰ期、第Ⅱ期、第Ⅲ期、第Ⅳ期、民間企 | 1347** |
| | 業等職務経験者、第V期、e ラーニング) | |
| | ○入庁2年目研修 | 150 |
| | ○入庁3年目研修 | 133 |
| | 〇入庁3年目民間企業等職務経験者研修 | 27 |
| | 〇入庁 4 年目研修 | 116 |
| | 〇入庁 5 年目研修 | 118 |
| | ○新任主査研修 ○六末。在日开作 | 109 |
| 階層別研修 | 〇主査2年目研修 | 110 |
| | ○主査3年目研修 ○現任主査研修 | 75 44 |
| | ○新任係長研修 | 95 |
| | ○係長2年目研修 | 106 |
| | ○係長6年目研修 | 43 |
| | ○新任副課長研修(第 I 期、第 II 期) | 157※ |
| | ○副課長2年目研修 | 71 |
| | ○新任課長研修 | 169※ |
| | ○課長3年目研修 | 46 |
| 能力開発研修 | 受講を希望し、所属長の推薦を受けた職員等を対象とした研修 「集合研修 「接遇&マナー」講座 聴き手の共感を引き出す「伝える力」講座 等 21 講座 ○eラーニング ・マネジメントの基本コース ・ケースで学ぶ経営戦略コース ・自分らしさを活かした対人能力向上コース等 85 講座 | 442 684 |
| | 新規採用職員メンターに選任された職員を対象とした研修 | |
| 職場研修(OJT) | ○新規採用職員メンター研修 | 111 |
| 推進研修 | 各所属に配置された職場研修推進員を対象とした研修 | |
| | ○職場研修推進員研修(人権·同和問題) | 122 |
| | ・九州・山口各県職員合同研修 | 2 |
| | ・女性職員キャリアデザイン研修 | 15 |
| | ・ベテランキャリアデザイン研修 | 62 |
| | ・「仕事の質」向上研修 | 129 |
| 特別研修 | •若手職員研修 | 134 |
| 14/94/91/15 | 管理職研修 | 535** |
| | ・課長級プレゼンテーション研修 | 40 |
| | ・副部局長研修 ・政策形成上級 | 7 14 |
| | •副課長•係長研修 | 278 |
| | データング カン・カン・カン・カン・カン・カン・カン・カン・カン・カン・カン・カン・カン・カ | 210 |

[※]複数回に分けて実施しているため、延べ人数を記載

② 教育職

教職員に対し、令和5年度は以下の研修を実施しました。

- ア 職務遂行に必要な専門的知識・技能の向上を図るため、指定された該当者が受講する研修
- イ 教科・領域等を中心に、実践的指導力の向上を図るための希望に基づく研修
- ウ 専門的な知識・技術を高め、各学校における指導的役割を果たす教職員の育成を図るため、 一定期間に断続的に行う研修

なお、主な研修は次のとおりです。

| 区分 | 研 修 名 等 | 修了者数 (人) |
|----------|----------------------------------|----------|
| アに該当する研修 | 新たに採用された教職員等を対象とした研修 | |
| | ・新規採用教職員研修 | 382 |
| | ・初任者研修 | 347 |
| | 校長、教頭、教務主任、学年主任、生徒指導主事等 職務を対 | |
| | 象とする研修 | |
| | ・新任校長・副校長・統括事務長研修 | 71 |
| | ・新任教頭・新任事務長研修 | 90 |
| | ・小・中学校新任主幹教諭及び新任指導教諭研修 | 53 |
| | ・県立学校新任主幹教諭及び新任指導教諭研修 | 15 |
| | ・小・中学校新任教務主任研修 | 65 |
| | ・県立学校新任教務主任研修 | 8 |
| | ・新任生徒指導主事・小学校新任生徒指導担当教員研修 | 72 |
| | · 新任特別支援学級担当教員研修 | 241 |
| | 新任通級指導教室担当教員研修 | 32 |
| | ・新任養護助教諭研修 | 14 |
| | · 寄宿舎指導員等研修 | 39 |
| | ・小・中・高新任常勤講師研修 | 43 |
| | · 特別支援学校新任常勤講師研修 | 23 |
| | ・小学校新任理科担当教諭研修 | 70 |
| | ・中・高新任理科教諭研修 | 17 |
| | ・小学校新任家庭科担当教諭研修 | 78 |
| | ・教育情報化推進リーダー研修(県立学校) | 56 |
| | ・教育情報化推進リーダー研修(市町立学校) | 245 |
| | ・県立学校教務主任研修会 | 56 |
| | ・園長等運営管理協議会 | 5 |
| | ・小学校・中学校英語指導力向上研修 | 83 |
| | ・ICT活用教育の推進に係る管理職研修 | 301 |
| | 一定の在職期間に達した教職員を対象とした研修 | |
| | ・2年目研修(2年目) | 296 |
| | ・3年経験者研修(4年目) | 350 |
| | ·中堅教諭等資質向上研修(11年目) | 144 |
| | 特別支援教育推進事業 | |
| | • 特別支援教育管理職研修 | 88 |
| | ・特別支援教育スキルアップ研修 | 1088 |
| | ・特別支援教育コーディネーター地区別連絡協議会 | 384 |

| 区分 | 研 修 名 等 | 修了者数 (人) |
|----------|--|----------|
| | 人権・同和教育に関する研修 | |
| | ・人権・同和教育担当者地区別研修会 | 257 |
| | ・公私立高等学校及び特別支援学校人権・同和教育担当者 | |
| | 研修会 | 68 |
| | ・市町教育長並びに新任校長・教頭人権・同和教育研修会 | 329 |
| | ・児童生徒支援教員(一般対応)配置校研修会 | 91 |
| | すべての校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭及び教諭等 | |
| | を対象とした研修 | |
| | ・小・中学校教育課程研修 | 5, 408 |
| | 特別支援教育教育課程等研究集会 | 254 |
| | すべての主幹教諭、指導教諭及び教諭を対象に毎年悉皆で行 | |
| | う研修 | |
| | ・高等学校教育課程研究集会 | 815 |
| イに該当する研修 | ・佐賀県プレゼンテーション研修会 | 56 |
| | ・「ICT 活用教育」教科別授業研修会 | 116 |
| | 「ネット社会の歩き方」情報モラルセミナー | 86 |
| | ・授業づくりにすぐに役立つ!1人1台端末の活用力向上研修(4回) | 53 |
| | ・スーパーティーチャーによる1人1台端末を活用した授業公開 | 394 |
| | 教育センターで行う専門研修 | |
| | ・教科、領域に関する講座(86 講座) | 2,600 |
| | ・生徒指導、教育相談、特別支援教育に関する講座(15講座) | 878 |
| | 体育指導者講習会 等 | 167 |
| | 幼稚園教育研修事業 | |
| | ・幼稚園教育課程佐賀県協議会 | 14 |
| | ・幼児教育講座(「保育技術協議会」) | 2 |
| | ・幼保小の円滑な接続に向けての研修 | 30 |
| | ・佐賀県道徳教育パワーアップ研究協議会 | 157 |
| | ・特別支援教育アドバイザー養成研修 | 26 |
| | ・特別支援教育アドバイザーフォローアップ研修 | 63 |
| ウに該当する研修 | ・教育支援委員会に関する研修会 | 92 |
| | 人権・同和教育に関する研修 | |
| | ・人権・同和教育推進者養成講座 | 8 |

③ 公安職

警察教養は、警察職員一人一人が、警察法の精神にのっとり、民主警察の本質と警察の責務を 自覚するとともに、職務に係る倫理を保持し、適正に職務を遂行する能力を修得することを目的 とします。

この目的を達成するため、令和5年度は、次の事項を行いました。

- ア 職務倫理を保持させること。
- イ 階級及び職に応じて組織の管理者としての能力を養うこと。
- ウ 警察に関する学術を修得させ、職務を適正に遂行するための警察実務に関する知識、技能、 体力、判断力及び行動力を養うこと。

<警察教養規則(国家公安委員会規則 平成12年4月1日施行)>なお、主な研修は次のとおりです。

| 区分 | 研修名等 | 修了者数 (人) |
|----------|------------------------|----------|
| | 採用時教養 | |
| | 新規採用職員に対する職務倫理及び警察実務教養 | |
| | 警察官(大卒) 1課程 | 29 |
| | 警察官(高卒) 1課程 | 22 |
| | 一般職員 1課程 | 5 |
| 警察学校等の研修 | 昇任時教養 | |
| | 昇任者に対する幹部研修 | |
| | 警部補任用 1課程 | 9 |
| | 専科教養 | |
| | 現任職員に対する警察実務教養 | |
| | • 24 課程 | 260 |
| | 昇任時教養 | |
| | 昇任者に対する幹部教養 | |
| 警察大学校、管区 | · 25 課程 | 112 |
| 警察学校の研修 | 専科教養等 | |
| | 現任職員に対する警察実務教養 | |
| | ・106 課程 | 114 |

10 職員の福祉及び利益の保護の状況

(1) 福祉の状況

① 職員の安全衛生

職員の安全と健康を確保するとともに、快適な職場環境を促進するため、労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)及び各任命権者の安全衛生管理規程に基づき、各職場に安全管理者、衛生管理者、安全衛生推進者及び産業医等を配置し、職員の安全・衛生の維持・向上に努めています。

また、産業医の講習会への派遣並びに健康管理者である所属長等を対象とした健康管理研修会の開催により知識・技術の向上に努めています。

② 職員の健康管理

職員の健康状態を把握し、生活習慣病、結核及び職業病などの健康障害を早期に発見するため、 労働安全衛生法等に基づき、事業主に義務づけられている定期健康診断や、生活習慣病健診、特 定業務従事者を対象とした特別健診を実施しています。

また、職員個人に適した健康管理と健康の回復を図るため、内科医、精神科医及び公認心理師による健康相談等を実施しています。

健康診断の内容

| 区分 | 主 な 内 容 |
|---------|----------------------------|
| 定期健康診断 | 胸部X線撮影、尿検査、心電図検査、血液生化学検査等 |
| 生活習慣病健診 | 胃検診、大腸がん検診、婦人科検診、人間ドック等 |
| 特別健診 | 振動工具健診、情報機器作業者健診、HCV抗体検査 等 |

③ その他の福利厚生

各任命権者においては、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第42条に基づき、職員の健康 増進と親睦を図るためのスポーツ大会やウォーキング大会、生涯生活設計の確立とその実現を図 るためのライフプラン研修を開催しています。

(2) 利益の保護の状況

地方公務員法には、職員の権利を保護するための制度として、勤務条件に関する措置要求制度(同法第46条)及び審査請求制度(同法第49条の2)が規定されています。

職員は、勤務条件に関する措置要求制度により、給与、勤務時間その他の勤務条件に関し、人事委員会に対して、地方公共団体の当局により適当な措置がとられるべきことを要求することができ、また、懲戒その他その意に反する不利益な処分を受けた職員は、審査請求制度により、人事委員会に対して、行政不服審査法に基づく審査請求をすることができます。

これらの制度の状況は、II-3 勤務条件に関する措置の要求状況、II-4 不利益処分に関する審査 請求の状況のとおりです。

Ⅱ 人事委員会の状況

1 職員の競争試験及び選考の状況

(1) 競争試験 (令和5年度)

多彩で優秀な人材を確保するため、職務遂行に必要な受験者の知識、技術、その他の能力を検証 する、県職員採用試験を実施しました。

| りる、州城貝木川 門家 | |
|----------------------------|--|
| 試験区分 | 試験の概要 |
| ①大学卒業程度 | 第1次試験:教養試験、専門試験、語学資格保有加点 |
| | 第2次試験:論文試験、面接試験 |
| | 7/2 - Over volv. Hill over volv. |
| ○特別枠・スポーツ | ・第1次試験:教養試験、語学資格保有加点、専門試験(土木、農政) |
| 特別枠 | ·第2次試験:面接試験 |
| 村 | |
| | ・第3次試験:論文試験(行政、教育行政)、面接試験 |
| | |
| ○民間企業等職務 | [UJIターン枠] |
| 経験者試験 | ・第1次試験:アピールシートによる書類選考(行政)、専門試験(土木、 |
| | 農政) |
| | ・第2次試験:論文試験(土木、農政)、面接試験 |
| | 第3次試験:論文試験(行政)、面接試験 |
| | 「社会人経験枠」 |
| | ・第1次試験:アピールシートによる書類選考 |
| | ・第2次試験:論文試験、面接試験 |
| | 第3次試験:面接試験 |
| | · 另 3 八 內國 · 国]安 內國 |
| ○ 左#十尚去 * 和在 | 第1 |
| ②短期大学卒業程度 | ・第1次試験:教養試験、専門試験(生活指導員、臨床検査技師) |
| | ・第2次試験:論文試験、面接試験 |
| | |
| ③高等学校卒業程度 | ・第1次試験:教養試験、専門試験(土木、農業、農業土木、林業) |
| | ・第2次試験:作文試験、面接試験 |
| | |
| | |

※平成26年度から警察官の採用試験は佐賀県警察本部において実施しています。

| | 試験区分 | й | 申込者数 | 受験者数 | 1次試験合格者数 | 最終 合格者数 (B) | 最終倍率 (A/B) |
|----------|----------------|------------------|------|------|----------|-------------------|---------------|
| | 行政 | | 224 | 150 | 40 | 20 | 7. 5 |
| | 教育行政 | | 39 | 30 | 12 | 6 | 5.0 |
| | 警察事務 | | 19 | 13 | 6 | 3 | 4. 3 |
| | 心理 | | 6 | 5 | 5 | 2 | 2. 5 |
| | 土木 | | 18 | 9 | 9 | 9 | 1.0 |
| | 建築 | | 5 | 3 | 3 | 1 | 3.0 |
| | 農政 | | 25 | 13 | 12 | 6 | 2.2 |
| | 畜産 | | 3 | 3 | 3 | 2 | 1.5 |
| | 農業土木 | | 6 | 5 | 5 | 4 | 1.3 |
| | 林業 | | 8 | 7 | 4 | 2 | 3. 5 |
| | 水産 | | 7 | 7 | 3 | 1 | 7.0 |
| | 保健師 | | 14 | 14 | 8 | 3 | 4. 7 |
| | | 小計 | 374 | 259 | 110 | 59 | 4. 4 |
| | | 行政 | 368 | 342 | 126 | 29 | 11.8 |
| 大 学 卒業程度 | 特別枠 | 教育行政 | 44 | 41 | 13 | 3 | 13. 7 |
| 平未住及 | 1寸別件 | 土木 | 21 | 19 | 16 | 6 | 3. 2 |
| | | 農政 | 34 | 33 | 17 | 5 | 6.6 |
| | スポーツ | 行政 | 5 | 5 | 5 | 2 | 2. 5 |
| | 特別枠 | 教育行政 | 1 | 4 | 4 | 1 | 4.0 |
| | | 小計 | 473 | 444 | 181 | 46 | 9. 7 |
| | | UJI ターン枠 (行政) | 286 | 286 | 96 | 29 | 9. 9 |
| | | UJI ターン枠 (土木) | 4 | 3 | 1 | 1 | 3.0 |
| | 民間企業等 職務経験者 | UJI ターン枠 (農政) | 7 | 5 | 5 | 3 | 1.7 |
| | | 社会人経験枠 (行政) | 88 | 88 | 8 | 2 | 44.0 |
| | | 社会人経験枠 (教育行政) | 64 | 64 | 13 | 3 | 21.3 |
| | | 小計 | 449 | 446 | 123 | 38 | 11. 7 |

| | 試験区分 | 申込者数 | 受験者数 | 1次試験合格者数 | 最終 合格者数 (B) | 最終倍率 (A/B) |
|--------------|--------|--------|--------|----------|-------------------|---------------|
| t→1fu 20¢ | 生活指導員 | 3 | 3 | 3 | 2 | 1.5 |
| 短期大学 卒業程度 | 臨床検査技師 | 7 | 6 | 3 | 1 | 6. 0 |
| 十米住及 | 小計 | 10 | 9 | 6 | 3 | 3. 0 |
| | 行政 | 92 | 77 | 17 | 9 | 8.6 |
| | 教育行政 | 10 | 10 | 4 | 1 | 10.0 |
| | 警察事務 | 53 | 49 | 44 | 21 | 2.3 |
| 高等学校 | 土木 | 15 | 14 | 10 | 7 | 2. 0 |
| 卒業程度 | 農業 | 7 | 7 | 5 | 2 | 3. 5 |
| | 農業土木 | 6 | 6 | 4 | 3 | 2. 0 |
| | 林業 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1.0 |
| | 小計 | 184 | 164 | 85 | 44 | 3. 7 |
| | 合計 | 1, 490 | 1, 322 | 505 | 190 | 7. 0 |

(2) 選考(令和5年度)

① 採用選考の状況(②を除きます。)

職員の採用は原則として競争試験によりますが、特殊の免許資格を必要とする職、特殊の知識・経験・能力を必要とする職の採用については、選考試験として各任命権者において実施しています。

(単位:人)

| | | | | (半位・バ) |
|----------|-------|-------|------|--------|
| 任命権者任用等級 | 知事 | 教育委員会 | 警察本部 | 計 |
| 部長級 | | | | |
| 副部長級 | 1 | | | 1 |
| 課長級 | | 3 | | 3 |
| 副課長級 | 1 | 3 | | 4 |
| 係長級 | 17 | 2 | 1 | 20 |
| 主査級 | | | | |
| 主事級 | 28 | | | 28 |
| 警視級 | | | 2 | 2 |
| 警部級 | | | 5 | 5 |
| 警部補級 | | | 5 | 5 |
| 巡査部長級 | | | 2 | 2 |
| 巡査級 | | | | |
| 会計年度任用職員 | 1,024 | 142 | 65 | 1, 231 |
| 合計 | 1,071 | 150 | 80 | 1, 301 |

[※]国等の職員を本県職員に採用する場合を含みます。

② 障害者を対象とする採用選考

障害者の雇用を促進するため、採用選考試験(第1次選考)を実施しました。

※平成26年度から第2次選考以降は任命権者において実施しています。

| 採用選考 | 試験区分 | 試験の概要 |
|------|--------------|------------------|
| 1回目 | 行政、教育行政、警察事務 | 第1次選考:教養試験、論作文試験 |
| 2回目 | 行政、教育行政 | 第1次選考:教養試験、論作文試験 |
| 3回目 | 行政 | 第1次選考:教養試験、論作文試験 |

(単位:人)

| | | | · · · · · · · · · · · · · · · · · · · |
|------|------|------|---------------------------------------|
| 採用選考 | 申込者数 | 受験者数 | 1次選考 合格者数 |
| 1回目 | 20 | 20 | 16 |
| 2回目 | 13 | 12 | 10 |
| 3回目 | 9 | 7 | 4 |

参 考 第2次選考

【1回目】最終合格者5名

【2回目】最終合格者3名

【3回目】最終合格者0名

③ 昇任選考

平成28年度から、昇任選考は各任命権者において実施しています。

[※]会計年度任用職員は、学校、議会事務局、各委員会事務局を除きます。

2 給与、勤務時間その他の勤務条件に関する報告及び勧告の状況

〇 令和5年 報告・勧告の概要

地方公務員法第8条、第14条及び第26条の規定に基づき、令和5年10月19日、県議会及び知事に対し、職員の給与、勤務時間その他の勤務条件について報告及び勧告を行いました。その概要は次のとおりです。

(1) 職員の給与等に関する報告及び勧告(給与について)

① 公民の給与較差に基づく給与改定

ア 職種別民間給与実態調査

企業規模 50 人以上かつ事業所規模 50 人以上の県内民間事業所 389 事業所から、無作為 に 148 事業所を抽出し、4月分の給与月額等について実地調査(調査完了 131 事業所、調査 完了率 88.5%)

イ 公民給与の比較

(ア)月例給

令和5年4月分の職員給与(行政職給料表の適用者)と民間給与(事務・技術関係職種の従業員)について、役職段階・学歴・年齢別に対比してラスパイレス方式により較差を 算出

| 民間給与(A) | 職員給与(B) | 較差 (A-B) |
|------------|------------|----------------|
| 348, 946 円 | 345, 201 円 | 3,745 円(1.08%) |

(イ) 期末手当・勤勉手当

令和4年8月から令和5年7月までの直近1年間の民間の特別給の支給割合と、職員の期末手当及び勤勉手当の年間の支給月数を比較したところ、職員の支給月数(現行 4.40月)は、民間の支給割合(4.50月)を下回る

ウ 改定の内容

(ア) 月例給

職員給与と民間給与との較差 3,745 円 (1.08%) を解消するため、月例給を引上げ [改定の内訳:給料月額 3,743 円、はね返り分(※)2円 (※注)給料の改定により諸 手当の額が増減する分]

<行政職給料表>

- ・ 職員の初任給が民間の初任給を下回っていることや人材確保の観点を踏まえ、 大卒程度試験に係る初任給について 11,000 円 (5.9%)、高卒程度試験に係る初 任給について 12,000 円 (7.8%)、それぞれ引上げ
- ・ 初任給以外の号給については、若年層に重点を置き、初任給から改定率をなだ らかに逓減させる形で公民較差の範囲内で引上げ

[平均改定率: 1級 5.5%、2級 3.5%、3級 1.6%、4級 0.4%、5級~7級 0.3%、8級以上 0.2%]

<その他の給料表>

行政職給料表との均衡を基本に改定(医療職給料表(一)は、国に準じて改定)

(イ) 期末手当・勤勉手当

- ・ 民間における特別給の支給割合に見合うよう、4.40月分を4.50月分へ引上げ
- ・ 引上げ分は、人事院勧告の内容を踏まえ、期末手当及び勤勉手当の支給月数に均等 に配分

(一般の職員の場合の支給月数)

| | | 6月期 | 12 月期 | |
|------------|------|--------------|----------------|--|
| 令和5年度 | 期末手当 | 1.20月 (支給済み) | 1.25月(現行1.20月) | |
| | 勤勉手当 | 1.00月 (支給済み) | 1.05月(現行1.00月) | |
| 令和6年度 期末手当 | | 1. 225 月 | 1. 225 月 | |
| 以 降 | 勤勉手当 | 1.025月 | 1. 025 月 | |

(ウ) 初任給調整手当

・ 医療職給料表(一)の引上げ改定に伴い、医師及び歯科医師に対する初任給調整手 当を改定

[実施時期]

給料表及び初任給調整手当:令和5年4月1日

期末手当・勤勉手当:令和5年12月1日

② その他給与に関する報告事項

ア 今後の給与制度について

- ・ 令和6年4月1日から会計年度任用職員に対する勤勉手当の支給が可能となったこと から、改正法の趣旨を踏まえ、勤勉手当の支給について検討を進めていくことが必要
- ・ 令和6年に向けて措置が検討されている給与制度のアップデートについて、人事院の検 討状況を注視しつつ、他都道府県の動向を踏まえ、本県の実情に照らして検討を行ってい く

(2) 職員の給与等に関する報告及び勧告(公務運営について)

① 人材の確保・育成

ア 人材の確保・育成

- ・ 多くの職員の定年や若年層人口の減少などにより、職員の採用を取り巻く環境はますます厳しくなるため、多彩で優秀な人材をより多く確保できるよう、任命権者と連携し、募集・広報活動に積極的に取り組む
- ・ 人材育成の方針等に基づき、キャリア開発や各職位に求められる姿勢や能力を適切な時期に習得させるための研修を推進するとともに、職場研修(OJT)の充実・強化、人事評価の適切な運用など、長期的な視点で人材の育成に努めることが求められる

イ 女性職員の登用

・ 本県の管理職に占める女性職員の割合(速報値)は知事部局16.5%(数値目標:令和7年度までに16%以上)、教育委員会25.4%(数値目標:令和7年度までに25%以上)と

前倒しで目標を達成

・ 今後も、キャリア形成の支援や働きやすい職場環境の充実・強化に努めながら、女性職 員の登用を進めていくことが必要

ウ 定年の引上げ

・ 令和5年4月から定年が段階的に65歳まで引き上げられ、役職定年制が導入される中、任命権者においては、高齢期職員が、豊富な知識や経験を十分に発揮できるよう、その役割を明確化し、期待される役割を本人が理解して、モチベーションを維持しながら勤務できる環境を整備していくことが必要

エ 能力・実績に基づく人事管理の推進

・ 人事評価制度の客観性、公平性、透明性及び信頼性を確保し、職員の納得感を高めていくことが極めて重要。任命権者においては、今後、継続的な検証を行い、その実情に応じて随時見直し、改善を図っていくことが求められる

② 勤務環境の整備

ア 長時間勤務の縮減及び年次休暇の取得促進

(ア) 時間外勤務等の縮減(教育職員を除く。)

- ・ 令和4年度の職員一人当たりの年間の時間外勤務等の時間数は、知事部局及び教育委員会では減少したが警察本部では増加し、全体では156.2 時間と、令和3年度(155.6 時間)から微増
- ・ 令和4年度、通常業務等(大規模災害等業務及び臨時的な業務を除く)で、時間外勤務等時間の上限を超えた職員数は、教育委員会では2人(令和3年度5人)と減少しているが、知事部局では19人(令和3年度19人)と変わらず、警察本部では19人(令和3年度8人)と増加
- ・ 組織全体として、業務の削減・合理化に積極的に取り組み、業務量に応じた弾力的な 人員配置に努めるなど、実効性のある時間外勤務等の縮減の取組を推進することが必要

(イ) 学校現場における教育職員の長時間勤務の縮減

- ・ 令和4年度の教育職員一人当たりの年間の時間外在校等時間数は、全体で395.3 時間(小学校383.6 時間、中学校493.4 時間、県立学校337.1 時間)となっており、令和2年度の調査開始以降、県立学校を除き年間360 時間の上限を超過した状態で推移
- ・ 県教育委員会においては、質の高い教育の実践と、教育職員の健康及び福祉を確保していくため、市町教育委員会とも連携し、勤務実態の把握に努めることが必要
- ・ また、現在実施している取組を検証し、業務分担の見直しや実情に応じた人員配置といった必要な環境を整備するとともに、中央教育審議会の提言を受けた国の対応等も注視しながら、本県の学校現場における実効性のある多忙化解消に、より積極的かつ主体的に取り組んでいくことが極めて重要

(ウ) 年次休暇の取得促進

- ・ 令和4年の職員一人当たりの年次休暇取得日数は、全体平均12.3 日と過去5年で最 も多くなったが、全体としての目標値である14 日以上の年次休暇取得は未達成
- 任命権者においては、職員が年次休暇の取得をためらう要因がないかなども意識しな

がら、より一層年次休暇を取得しやすい職場環境を整備するとともに、引き続き計画的かつ連続的な取得促進に努めることが必要

イ 職員の健康管理

- ・ 30 日以上の長期の病気休暇取得者や病気休職者のうち、心の健康の問題を理由とした 者は全体で165 人(全職員の1.3%)と令和3年度に比べ5人増加しており、4年連続の 増加
- ・ 任命権者においては、引き続き、すべての職員がストレスチェックを受検するよう勧奨を行い、早期にセルフケアを行えるように促すとともに、管理職員によるラインケアやストレスチェックの集団分析結果等を活用した職場環境の改善により一層取り組んでいくことが必要
- ・ 産業医制度の活用、適正な面接指導の実施等により、健康リスクが高い職員を見逃さな いようにすることが必要
- ・ 令和5年8月に本県で発生した豚熱対応では、多くの職員に多大なストレスがかかった と考えられるため、長期的な視点で、防疫作業に従事した職員の心身の状態に十分配慮し ていくことが必要

ウ 仕事と生活の両立支援の推進

- ・ 令和4年度の男性職員の育児休業の取得率は、15.5%(令和3年度8.7%)と増加しており、一定の成果が表れている
- ・ 知事部局においては、独自の取組として、対象の男性職員が14 日以上の育児に関する 休暇・休業を取得することを目標とする「ハッピー・ツー・ウィークス」を推進して、機 運の醸成を図っている
- ・ 対象職員への周知はもちろんのこと、出産補助休暇・配偶者出産時育児休暇の完全取得 及び男性職員の 30%以上が1か月以上の育児のための休業を取得するとした特定事業主 行動計画の目標を達成するよう、業務分担の見直しや人員配置の変更等の措置を積極的に 講じるなど、両立支援制度を利用しやすい環境づくりをより一層推進していくことが必要

エ 多様で柔軟な働き方の推進

- ・ 多様で柔軟な働き方は、ワーク・ライフ・バランスの実現や人材確保に資する
- ・ 本県においては、全職員(公務の運営に支障がある場合を除く。)を対象とした早出遅 出勤務制度やテレワーク環境が整備されている
- ・ フレックスタイム制等、多様で柔軟な働き方の推進について、県民サービスや公務運営 への影響等を勘案しつつ、引き続き検討していくことが必要

オ ハラスメントの防止

- ・ ハラスメントの根絶を目標として、職員研修等を通じた意識啓発により一層取り組むことが求められる
- ・ 相談があった際には、事実関係を迅速かつ正確に確認し、ハラスメントを行った職員に 対し速やかに必要な指導を行うとともに、被害を受けた職員に対する配慮のための措置を 行うなど、ハラスメントのない職場環境づくりに向けて、取組を強化していくことが必要

・ カスタマー・ハラスメントに対しては、必要に応じ、対応マニュアルの整備や研修を実施し、また、個々の職員で対応することなく組織全体として対応をしていくことが求められる

③ 服務規律の確保

- ・ 職員においては、高い倫理観の保持及び服務規律の遵守に努めることが極めて重要
- ・ 任命権者においては、不祥事の根絶に向けて、平時から指導を徹底するとともに、事 実関係を十分に把握、分析し、再発防止のための研修や啓発を行うなど、実効性のある 取組を徹底・強化していくことが必要

3 勤務条件に関する措置の要求状況(令和5年度)

措置要求制度は、職員から給与、勤務時間、その他の勤務条件に関し適当な行政上の措置を求める要求があった場合、人事委員会が必要な審査をしたうえで判定し、あるいは必要な措置の勧告を行う方法で事案の解決に当たるものです。

| 区分 | 前年度末現在 係 属 件 数 | 措置要求件数 | 処 理 件 | | 女 | 年度末現在 |
|----|----------------|--------|-------|--------|--------|-------|
| 区分 | 係 属 件 数 A | В | | Aの処理件数 | Bの処理件数 | 係属件数 |
| _ | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |

- (注) 1 件数は、措置要求をした個々の職員 1 人をもって 1 件とし、複数の職員が共同で措置をした場合も職員 1 人をもって 1 件としています。
 - 2 1人の職員が2以上の異なる区分について同時に措置要求をした場合は、それぞれを1件としています。

4 不利益処分に関する審査請求の状況(令和5年度)

審査請求制度は、職員から懲戒処分、分限処分その他その意に反する不利益な処分を受けたとして審査請求があった場合に、人事委員会が事案ごとに審理を行い、処分を承認し、又は修正し、若しくは取り消す裁決を行うものです。

| Б <i>У</i> | 前年度末現在 係 属 件 数 | 審査請求件数 | | 処 理 件 数 | 女 | 年度末現在 |
|------------|----------------|--------|------------|------------|----------|--------------|
| 区分 | 係 属 件 数 A | В | | Aの処理件数 | Bの処理件数 | 係属件数 |
| 分限処分 | (0) | (0) | (0) | (0) | (0) | (0) |
| 懲戒処分 | (4) 1,845 | (0) | (3) 191 | (3) 191 | (0) | (4) 1,654 |
| その他 | (0) | (0) | (0) | (0) | (0) | (0) |
| 合 計 | (4) 1,845 | (0) | (3) 191 | (3) 191 | (0) | (4) 1,654 |

- (注) 1 件数は、審査請求をした個々の職員1人をもって1件としています。
 - 2 ()は、事案数です。